

お客さま各位

2017年12月15日
日本航空株式会社

2018年1月 燃油サーチャージ適用額のお知らせ(政府認可)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社は2018年1月1日から適用となる、日本発国際貨物燃油サーチャージを国土交通省へ申請し2017年12月14日付けで認可されましたので、以下の通り変更させていただきます。基準となる2017年11月のジェット燃料の平均価格が1バレル当たり74.16米ドルであったことから、燃油指標価格を「70.00以上75.00未満」とし、サーチャージ額は1kgあたり18円(米州・欧州など遠距離路線)、9円(アジア遠距離路線)、9円(アジア近距離路線)となります。

弊社は最大限の自助努力を行いながら、安定的な貨物輸送サービスの提供に努めてまいります。航空燃油費の一部を引き続きご負担いただくことにつきまして、何卒、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

《今回の燃油サーチャージ適用額》

燃油サーチャージ適用額として、①遠距離路線(②、③以外の国際線)¥18/kg、②アジア遠距離路線(③を除くアジア)¥9/kg、③アジア近距離路線(香港、中国、フィリピン、台湾、韓国、グアム)¥9/kgとさせていただきます。

燃油指標価格 (米ドル/バレル)	貨物燃油サーチャージ額		
	①遠距離路線	②アジア遠距離路線	③アジア近距離路線
95.00以上100.00未満	¥48	¥24	¥24
90.00以上95.00未満	¥42	¥21	¥21
85.00以上90.00未満	¥36	¥18	¥18
80.00以上85.00未満	¥30	¥15	¥15
75.00以上80.00未満	¥24	¥12	¥12
(今回適用) 70.00以上75.00未満	¥18	¥9	¥9
65.00以上70.00未満	¥12	¥6	¥6
60.00以上65.00未満	¥6	¥3	¥3
60.00未満	適用なし		

***2018年1月1日発行の航空運送状(AWB)から適用させていただきます。**

*燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量に対して適用いたします。

*燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用いたしません。

*燃油サーチャージの金額は航空運送状の「Other Charges」欄に「MYC」のコードを付けてご記入いただき、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。

*燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と、同じでなければなりません。

*他国発貨物につきましても各国政府の認可が条件となります。詳しくは弊社営業所までお問い合わせ下さい。

*弊社は日本発国際貨物燃油サーチャージの改定時期を年12回(毎月)としており、また、各月の貨物燃油サーチャージ額は「前々月のシンガポール燃油(ケロシン)価格の平均値」を燃油指標価格として決定します。

以上